

## 受動喫煙の防止等に関する条例に伴う当旅館の対応策

兵庫県では、受動喫煙の防止等を推進し、県民の健康で快適な生活の維持を図るため、

「**受動喫煙の防止等に関する条例**」が制定されました。（平成二十四年三月二十一日公布）

【条例の施行期日】 平成二十五年四月一日（ただし罰則規定は、平成二十五年十月一日）

当旅館などの（フロントロビー100㎡以下）宿泊施設についての義務規定は平成二十六年四月一日から適用され、

罰則規定については平成二十六年十月一日から適用されます。

条例の施行に先立ち、当旅館では平成二十五年七月十日から

**施設内のお客様共有空間（ロビー・食堂・男女トイレ・浴場・廊下など）について禁煙区域**

とさせていただきますになりましたので、とくに愛煙家の方にはご理解頂きますよう宜しくお願い致します。

※ **喫煙可能な空間**：喫煙可能な客室のほかに、玄関脇（施設外）に**喫煙スペース**を設置しました。

以上、当旅館に御宿泊または御利用の皆様には、どうか御理解を頂き御協力をお願い申し上げます。